

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月5日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正に伴い、教育課程に変更が生じたため、「京都府立学校の管理運営に関する規則」（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）について、所要の改正を行うものである。

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第 号

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和 62 年京都府教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、同条第 2 項中「学修」の右に「及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に規定する特別の教育課程による教育」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府立学校の管理運営に関する規則第 16 条第 1 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に高等学校（特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び高等部専攻科研究部を含む。以下同じ。）の第 1 学年又は第 1 年次に入学した者について適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(単位の認定)            第16条 高等学校並びに特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び高等部専攻科研究部（以下「高等部等」という。）の生徒に係る各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位修得の認定は、校長が行う。</p> <p>2 学習指導要領に定めのない学校外における学習の単位認定に            関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、教育長が定める。</p>	<p>(単位の認定)            第16条 高等学校並びに特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び高等部専攻科研究部（以下「高等部等」という。）の生徒に係る各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位修得の認定は、校長が行う。</p> <p>2 学習指導要領に定めのない学校外における学修及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育の単位認定に            関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、教育長が定める。</p>
	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の京都府立学校の管理運営に関する規則第16条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に高等学校（特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び高等部専攻科研究部を含む。以下同じ。）の第1学年又は第1年次に入学した者について適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。</p>

